

「令和6年度 DX 推進人材育成事業」

業務委託企画提案募集要領

令和6年4月19日

那覇市企画財務部
企画調整課 DX 推進室

1 業務概要

(1) 業務名

「令和6年度 DX推進人材育成事業」

(2) 業務の目的

令和4年度策定の「那覇市DX推進計画（以下、本計画という）」では、「デジタルで変わり続けるまち・那覇」を基本理念とし、「誰もがデジタル技術の恩恵を受け、便利で豊かな那覇」実現のため、6年間をかけて17のアクションプランに取り組むとしている。本事業は、本計画（P19-P20）が示すDX推進のために必要な人材の育成を目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「令和6年度 DX推進人材育成事業」業務委託仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする

2 見積上限額

5,720,000円（消費税及び地方消費税込み）

(1) この金額は契約予定額ではなく、見積上限額を示す。

(2) 採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求める。

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

(3) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。

(4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 県内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者であること。
- (9) 参加希望は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。
ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者は(1)～(7)までの要件を満たす者とする。

5 公募期間

令和6年4月19日(金)から令和6年5月23日(木)

6 事業説明会

- (1) 日 時：令和6年5月1日(水)午後2時から3時
- (2) 開催方法：オンライン（Zoom）による開催とし、対面での説明は行わない。
- (3) 参加申込：事業説明会への参加を希望する事業者等は4月26日(金)午後5時までに
担当者（16 問い合わせ先参照）へメールで連絡すること。
※連絡があったメールアドレス宛に、前日までにZoomのID等を通知する。
※当日は、午後1時50分以降（開始10分前）から入室可とする。

7 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次の通り質問書により提出すること。

(1) 質問受付期間

公募開始日から令和6年5月9日(木) 12時まで。(必着)

(2) 質問方法

(1)の期間内に質問書（様式6）を電子メールで提出すること。

提出先Eメールアドレス：M-DIGI001@city.naha.lg.jp

※メールタイトルは「令和6年度 DX推進人材育成事業」に関する質問として送信して下さい。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年5月13日(月)までに那覇市公式ホームページ等にて回答予定。

8 必要書類の提出及び参加資格の審査

(1) 企画提案書の作成方法

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて 20 頁以内とする。
- ② 各書類は 1 部単位で A4 フラットファイルに編綴し、提出書類毎にタブを貼付すること。ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ③ 正本 1 部、副本 6 部の計 7 部を提出すること。なお、副本は正本のコピーで構わない。※全ての正本には、代表者印を押印すること。

(2) 提出書類

提出書類	留意事項	提出者		
		単独	協力連携	
			代表企業	協力連携事業者
① 企画提案提出書（様式 1）		○	○	—
② 事業者概要（様式 2）		○	○	○
③ 業務実績調書（様式 3）		○	○	○
④ 協力連携事業者予定調書（様式 4）	※協力連携にて応募する場合に限る。	—	○	—
⑤ 誓約書（様式 5）		○	○	—
⑥ 定款（写し可）		○	○	○
⑦ 市税の完納を証明する書類。	※完納証明の税額表示は不要。	○	○	○
⑧ 直近の過去 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）		○	○	○
⑨ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	○	○
⑩ 提案書（様式 7）		○	○	—
⑪ 見積書（様式 7-1）		○	○	—
⑫ 見積明細書（様式 7-2）		○	○	—

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

- ① 持参：受付は 9：00～17：00（12：00～13：00 は除く）
閉庁日（土日、祝日）は受付不可。
- ② 郵送：簡易書留。宅配便による提出も可。

(4) 提出期限

令和6年5月23日(木)17時(必着)

(5) 提出先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 企画調整課

(6) 参加資格の審査

(2)の提出書類をもとに本公募にかかる参加資格の確認を行う。

参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知(5月28日(火)予定)する。

9 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査機関

審査は、那覇市職員で構成する選定委員会にて企画提案の審査及び評価を行う。

(2) 評価項目

企画提案点・価格点の合計100点満点とする。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案点	(様式7) 提案書に示す<記載事項>参照。	90点
価格点	見積額審査	10点

(3) 審査方法

プレゼンテーションにて審査する。

項目	注意事項
日時 会場	令和6年5月30日(木) 会場は那覇市役所本庁舎会議室を予定。 ※時間の詳細、会場はメールにて連絡。
説明	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等を先に受け付けたものから後順へと設定する。・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可。当日の内容変更は一切認められない。・設定時間については、1事業者につき、プレゼンテーション15分以内、質疑応答は10分程度とする。・入室者は2名までとする。・プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて用意しますので、その他プレゼンテーションに必要なものは持参すること。(プロジェクター接続はHDMI端子のみ)

(4) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外として選外とする。

(5) 優先交渉権者の選定

評価点を合計し、順位を1位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。優先交渉権者を選定するまでの手順は以下のとおりとする。

- ① 順位を1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
- ② 上記①の方法において、順位を1位とした委員の数が同数の場合は、当該提案事業者の順位を2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ③ 上記②の方法においても、順位を2位とした委員の数が同数の場合、当該提案事業者の順位を1位とした委員の当該提案事業者に係る採点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- ④ 上記③の方法においても、優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定する。
- ⑤ 公募の結果として応募者が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。
- ⑥ 上記①～⑤に関わらず、各委員の評価点の合計が6割に満たない場合は選外とする。但し、評価者の過半数が6割以上の評価を行った場合を除く。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (3) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合。
- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合。

11 審査結果の公表

- (1) 優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページ等にて速やかに公表する。
- (2) 審査結果についての意義申立及び問い合わせには、一切応じない。

12 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ①優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ②協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ①優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
- ②優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
- ③優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ①企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- ②見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ①本事業の受託経費の用途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ②本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

13 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

14 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和6年4月19日（金） |
| (2) 事業説明会 | 令和6年5月1日（水）14時 |
| (3) 質問受付期間 | 公募開始日～令和6年5月9日（木）12時（必着） |
| (4) 質問回答 | 令和6年5月13日（月） |
| (5) 提案書等締め切り | 令和6年5月23日（木）17時（必着） |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年5月30日（木） |
| (7) 選定結果公表日 | 令和6年6月3日（月）予定 |
| (8) 契約日 | 令和6年6月初旬 予定 |

15 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

16 問い合わせ先

那覇市役所 企画財務部 企画調整課 DX推進室（本庁6階）

TEL:098-862-9937 FAX:098-862-4263

E-Mail: M-DIGI001@city.naha.lg.jp 担当：兼島